

南丹市障害者計画（平成30年度～平成35年度）施策シート

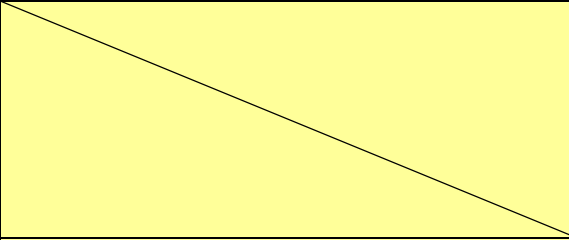
現状（Plan/Do）

進捗番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和2年度実施状況
	1 ともに育ち、ともに学ぶために	(1) 障がいの早期発見・早期療育	<p>【現状と課題】 子どもの発達上の課題や支援の必要性の早期発見は重要です。本市では、乳幼児健診等で障がいのある子ども及び発達上の支援を必要とする子どもの早期発見やこにちは赤ちゃん訪問事業及び専門的育児支援事業等に取り組んでいます。また、保護者が一人で問題を抱え込むことのないよう、乳幼児期の保護者の不安に応える取り組みを行っています。</p> <p>【取り組みの方向性】 乳幼児健診等で障がいの早期発見に努めるとともに健診後の相談体制の充実を図り、子育てに安心感が持てるような支援や対応をめざします。</p>		
1		①母子保健事業の推進	<p>乳幼児の健康保持と成長発達を支援するために、乳幼児期に一貫した健診を実施するとともに、健診においてきめ細かな相談・指導を行います。その中で、健診で把握された障がいのある子ども及び発達上の支援を必要とする子どもに対して、訪問や個別相談により早期対応につながるよう、妊婦健康診査や家庭訪問、乳幼児健康診査等の充実を図ります。</p> <p>乳幼児健康相談、発達相談、専門的育児支援事業等の相談事業を推進、活用し、早期療育へとつなげるとともに、乳幼児期から就学期の間の、定期健康診査等を受ける機会の少ない子どもへの健康維持を図ります。</p> <p>また、子どもを育てる父母や家族に対し、障がいへの理解の促進を図り、障がいがあると疑われる子どもの相談や支援等に努めます。</p>	保健医療課	計画通りに実施
2		②早期療育体制の充実	<p>乳幼児への早期療育体制を充実するため、児童発達支援事業所「つくし園」の療育事業を引き続き充実させるとともに、障がいのある子どもや発達上の支援を必要とする子どもの人数に対応していけるよう、定員の検討、事業内容の充実等について検討します。対象児増加に伴う児童発達支援事業の充実や、重度障がい児の療育保障についても検討を行っていきます。また、美山、日吉地域の療育の希望に対応できる地域的ニーズの検討を行います。また、児童発達支援事業を利用しやすいように、子ども発達・療育支援輸送事業等のきめ細かな事業についても、引き続き実施していきます。</p> <p>南丹市子育て発達支援センターや保健・医療・福祉・教育機関がさらに連携し、子どもの早期療育体制の充実を図ります。</p>	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施
3		③障害児通園事業の充実	<p>花ノ木医療福祉センター等で実施されている在宅の重度心身障がい児の健康維持、自立と社会参加を図るための日常生活動作や運動機能等の訓練、指導を行う障害児通園事業について、南丹圏域の2市1町と連携をさらに強めながら、サービスの充実を図ります。</p>	社会福祉課	計画通りに実施

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和2年度実施状況	
	1 ともに育ち、ともに学ぶために	(2) 保育・教育の充実	<p>【現状と課題】 障がいのある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をめざすため、一人ひとりに対応したきめ細やかな保育・教育を行うことは重要です。 本市では、関係機関との連携を図り、障がいのある子ども一人ひとりに対応した保育・教育の充実を図っていますが、障がいのある人の福祉に関するアンケート調査では自立支援体制の充実、また、関係団体等のアンケート調査では、教育と福祉等関係機関の連携の強化が求められています。</p> <p>【取り組みの方向性】 障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、地域の中でともに育つことができるよう保育・療育・教育等の内容を充実するとともに、障がいのある子ども一人ひとりの教育のニーズに応じて、適切な教育的支援を行う体制づくりに努めます。また、関係機関との連携を強化します。</p>			
4		①保育所、幼稚園での障がい児保育・教育の充実	○早期発見・早期対応の充実	低年齢から保育所に入所する障がいのある子ども及び発達上の支援を必要としている子どもに対する障がい児保育の充実を図り、関係機関との連携により早期対応に努めます。また、保育所においても、障がいのある子ども及び発達上の支援を必要としている子どもの早期発見に努めます。	子育て支援課	計画通りに実施
5		①保育所、幼稚園での障がい児保育・教育の充実	○巡回相談事業の充実	子育て発達支援センターが実施している、保育所・幼稚園巡回相談事業を継続し、一層の充実を図ります。保育所巡回相談事業においては、専門スタッフ（心理士、保健師、作業療法士、保育士）による相談・助言の内容充実を図ります。また、一層の専門的な対応や、就学後の見通しを持った支援を行うため、関係機関との連携の充実を図ります。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施
6		①保育所、幼稚園での障がい児保育・教育の充実	○障がい児保育の充実に向けて研修の充実	南丹市保育所・幼稚園・幼児学園連絡協議会の公開保育、部会等、障がいへの対応を学ぶ研修や実際の事例から学び合う研修を継続して実施します。また、市全体として障がい児保育の内容を高め、質の維持・継承をめざし、職員研修の充実を図ります。特別な支援を要する幼児への指導が入園前、就学後も継続していけるように、関係機関や小学校等との連携に努めます。	子育て支援課 学校教育課	計画通りに実施
7		②教育相談の充実		市就学指導委員会の教育相談事業を一層充実させ、各保育所、幼稚園、小中学校における特別な支援を必要とする子どもの就学先についての指導や支援を推進します。各学校・園においては、学校内の教育相談や就園就学指導体制の整備に努めるとともに、障がいの状況を把握し、将来にわたる自立への見通しが持てるような相談活動の推進に努めます。また、学校見学や体験入学等により、一人ひとりのニーズに応じた教育内容について検討し、保護者及び本人の願いや悩みに応える相談に努めます。さらに、必要に応じて子育て発達支援センター、たんば地域支援センター等、他機関における教育相談も活用します。	学校教育課	計画通りに実施
8		③特別支援教育の推進		すべての子どもがともに学び合い、育ち合う共生社会の形成をめざした教育を推進します。また、特別支援教育コーディネーターを軸とした各校の校内推進体制を確立させ、校内委員会を機能的・効果的に実施します。さらに、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒を的確にアセスメントし、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を活用した指導や支援の充実を努めます。保・幼・小・中及び特別支援学校との連携については、特に「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用を努めます。	学校教育課	計画通りに実施

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和2年度実施状況
9		④進路指導の充実	市就学指導委員会における調査・相談事業を一層充実させ、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの将来の自立と社会参加を見据えた就学先について、総合的な判断のもとに継続的な指導や支援に努めます。また、各学校においては、全校的な指導体制のもと、教育活動の集大成としての進路指導を推進します。	学校教育課	計画通りに実施
10		⑤職員研修の充実	「インクルーシブ教育の構築」、「障害者差別解消法」の施行等、特別支援教育に係る今日的な課題についての教職員研修と啓発活動を推進します。また、特別支援教育の充実に向けて、特別支援学校、医療関係、福祉関係等の人材活用及び特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、特別支援教育支援員等の研修講座の充実を図ります。	学校教育課	一部、実施した
	1 ともに育ち、ともに学ぶために	(3)発達障がいなどの理解と支援の充実	<p>【現状と課題】</p> <p>発達障がいのある子どもは年々増加傾向にあります。障害者手帳等を所持していない子どもに対しても発達障がいの特性を理解し、一人ひとりに対応したきめ細やかな保育・教育を行うことは重要です。</p> <p>本市は、発達支援相談事業の実施や教職員・関係者による連携交流会を実施する等、発達障がいのある子どもへの支援の充実を図っています。</p> <p>アンケート調査では、障がいのある子ども及び障がいへの理解の周知・啓発が求められています。</p> <p>【取り組みの方向性】</p> <p>発達支援相談事業の実施や教職員・関係者による連携交流会を実施する等、関係機関との連携を強化し発達障がいのある子どもへの支援の充実を図ります。</p> <p>また、発達障害への理解促進を図ります。</p>		
11		①支援の必要な子どもへの対応	早期発見とは子どもの障がいの発見に限らず、育児上の支援が必要である場合も含まれます。保護者が相談により子どもの発達に見通しを持ち、育児をしていく上で安心感が持てるような支援をめざします。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施
12		②発達相談事業	発達障がいのある子どもや発達上の支援を必要とする子どもと保護者が、自ら安心して相談を受けられるように、保健医療課、子育て支援課、社会福祉課、子育て発達支援センター、学校教育課、障害者支援相談員等の相談対応を充実し、保育所・幼稚園・学校との連携を一層図ります。また、学齢児以上のニーズに応えるため、発達障がいのある子どもに関する相談窓口となる機能やシステムの充実を図ります。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施
13		③発達障がいの理解の促進	発達障がいのある子どもに対し、その症例や支援の方法に対する適切な対応ができるよう、教職員や関係者による研修を行います。また、周囲の理解が得られるよう、発達障がいに関する啓発に努めます。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施
14		④関係機関等の連携と協働	発達障がいの早期発見と早期療育のために乳児健診等の母子保健事業との連携を図るとともに、継続した支援を行うため教育機関とも連携し、特別支援教育体制の構築に努めます。また、療育では個別の状況に応じた乳幼児期からの個別支援計画の作成等、母子保健事業・障害者福祉・教育関係の協働による支援体制の整備に努めます。	社会福祉課 (子育て発達支援センター)	計画通りに実施

通し番号	基本目標	事業項目	事業内容	担当課	令和2年度実施状況
		(4) 放課後活動等の充実	<p>【現状と課題】 障がいのある子どもが放課後あるいは、夏休み等の長期休業中に安心して過ごせるよう、安全にかつ安心して活動できる子どもの居場所（活動拠点）の確保は重要です。 本市では、放課後児童健全育成事業において、保護者との面談や支援員の研修等を実施し、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実に努めています。</p> <p>【取り組みの方向性】 子ども子育て支援事業との連携を図りながら、放課後等の障がいのある子どもの居場所確保に努めるとともに、障がいのある子どもに様々な体験活動の場や機会を提供できるように努めます。</p>		
15		①放課後、学校休暇期間の生活の充実	<p>学齢期にある障がいのある子どもの放課後や学校休暇期間中の生活の充実を図るために、保護者が就労している障がいのある子どもの放課後児童クラブでの受け入れを検討するとともに、放課後等デイサービス事業所を増やし、より身近な地域で利用しやすくします。また、障がいのある子どもの放課後や学校休暇期間中の活動の場である地域活動支援事業の充実を図ります。</p>	社会福祉課 社会教育課	計画通りに実施
16		②放課後等デイサービス事業所の活用	<p>放課後等デイサービス事業所の活用を促進し、利用しやすい体制を整えられるよう、関係機関の連携を図ります。また、見守り等の支援が必要な障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、介護している家族の就労支援や一時的な休息を図ることなどを目的とする地域支援事業日中一時支援事業の活用等についても充実を図ります。</p>	社会福祉課	計画通りに実施
	1 ともに育ち、 ともに学ぶために	(5) 自立と社会参加のための支援	<p>【現状と課題】 障がいのある子どもの成長に応じた相談が行えるよう、関係機関等との連携を図り、相談体制の充実を図っています。</p> <p>【取り組みの方向性】 障がいのある子どもが、できる限り身近な環境で適切な療育を受けられるように、在宅生活の支援の充実に努めます。また、生涯にわたって障がいのある子ども一人ひとりに応じた支援ができるよう、相談窓口の充実、就業支援活動の支援等に努めます。</p>		
17		①進路指導体制の充実	<p>障がいのある子どもの自立と社会参加をめざした進路の検討を進め、家庭や地域とともに自らの進路を切り開く力を育てる指導を充実させることにより、個性に応じた積極的な進路選択の支援を継続します。障害者就業・生活支援センター・特別支援学校・障害者支援事業所・相談支援機関・学校・行政機関・ハローワーク・企業等の連携を強化し、障がいのある子どもの特性や発達状況に適した進路指導を推進します。また、中学校においては早期からの職業体験等の就労支援を行い、進路選択の幅を広げるための指導や支援に努めます。</p>	学校教育課	計画通りに実施
18		②一貫した相談体制の連携	<p>保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等との間での、障がいのある子ども一人ひとりの成長に応じて一貫した相談が行えるよう、連携を図ります。また、進路指導との連携を図り、生涯の自立と社会参加につながる支援を行います。</p>	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課	計画通りに実施
19		③支援ネットワークの構築	<p>南丹圏域の行政、福祉関係機関、教育、企業等が連携し、地域課題を洗い出し、めざすべき地域の姿について共有を行うとともに、障がいのある人の自立と就労の支援を進めるため、南丹圏域でのネットワークの充実に努めます。障がいのある子どもに、就学時だけでなく、就労時においても継続した支援を行い、生活の自立を促進します。</p>	社会福祉課	計画通りに実施

<p style="text-align: center;">令和2年度 取り組み状況</p>

<p>乳幼児健診として、乳児前期健診、乳児後期健診、1歳8カ月児健診、2歳5カ月児健診、3歳5カ月児健診を行っている。また、保育所等と連携し、集団での様子を踏まえた上で発達を確認し、園とも連携して発達支援を実施している。健診で発達の支援が必要な児に対しては、子育て相談、家庭訪問等の対応をしている。また、専門相談が必要であると判断した児に対しては、子育て発達支援センターの発達相談、言語相談、OT相談、発達クリニック、発達支援クリニック等を紹介し、必要時は医療受診を勧める等、早期の発達支援につなげている。</p> <p>令和2年度については、新型コロナウイルス感染予防の観点から、一度目の緊急事態宣言下において一時休止した時期もあるが、その後日程を追加して対応した。</p> <p>また、療育の必要な児に対しては、療育の相談窓口である社会福祉課と連携しながら、保護者に寄り添いつつ、早期療育の必要性を伝え療育が実施できるように進めている。</p>
<p>新型コロナウイルス感染防止のための緊急事態宣言による休園(4月20日～5月30日)もあったが、感染防止の体制づくりを構築しながら「つくし園」の療育事業において、関係機関と連携をとりながら、随時新規受け入れも出来る様に調整を行った。</p> <p>療育利用児が子育て発達支援センターの専門相談事業を利用する際は、療育職員も同席することで、発達の共通理解や療育内容の充実につなげられるようにした。</p> <p>子ども発達・療育支援輸送事業は、引き続き実施した。</p> <p>早期療育体制の充実が図れるように、関係機関と連携を密に行った。</p>
<p>南丹市、亀岡市、京丹波町の2市1町が(福)花ノ木に療育等支援対象者相談支援事業を委託しており、在宅の重度心身障がい児及び保護者の支援を行った。今後も継続していく。</p>

基本目標1

令和2年度 取り組み状況
園児の発達に応じて関係機関が連携し、乳幼児からの発達状況を勘案して保育を実施するために保育士の加配が必要な場合は配置し、障がい児保育の充実を図っている。
新型コロナウイルス感染防止のための緊急事態宣言の影響で例年より1ヵ月遅れ(6月～)で巡回支援を行ったが、各園希望どおり実施できた。新規にすこやか学園からも依頼があり連携を行った。
保育協会等の外部研修や南丹市保育所・幼稚園・幼児学園連絡協議会の部会等での研修、所園内研修などを通して、保育の内容を高める取り組みを行うとともに、特別支援を要する幼児への指導が継続できるよう関係機関や小学校等との連携を図っている。
<p>・令和2年度より、名称を教育支援委員会と変更した。就学先の検討のほか、幼児からの一貫した教育支援について指導助言を行うものであったため、名称を就学指導から変更するに至った。</p> <p>・教育相談事業を一層充実させ、保育所、幼稚園、小中学校における特別な支援を必要とする子どもの就学先についての指導や支援を推進した。また、各学校・園においては、学校内の教育相談や就園就学指導体制の整備に努めるとともに、障がいの状況を把握し、将来にわたる自立への見通しが持てるような相談活動の推進に努めた。</p> <p>・学校見学や体験入学等により、一人ひとりのニーズに応じた教育内容について、保護者及び本人の願いや悩みに応える相談に努めた。さらに、必要に応じて市子育て発達支援センター、たんば地域支援センター等、他機関における教育相談も活用した。</p> <p>・すべての子どもがともに学び合い、育ち合う共生社会の形成をめざした教育を推進した。また、特別支援教育コーディネーターを軸とした各校の校内推進体制を確立させ、校内委員会を機能的・効果的に実施した。</p> <p>・特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒を的確にアセスメントし、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を活用した指導や支援の充実を努めた。保・幼・小・中及び特別支援学校との連携については、特に「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用を努めた。</p> <p>・コロナ禍においても、「育ち合う子らの集い」の代替案として、「育ち合う子らの集い作品展」を実施した。「違い」を理解し、「同じ」を実感する事に取り組み、心のバリアフリー意識を育む機会となった。</p>

**令和2年度
取り組み状況**

・令和2年度より、名称を教育支援委員会と変更した。就学先の検討のほか、幼児からの一貫した教育支援について指導助言を行うものであったため、名称を就学指導から変更するに至った。

・市教育支援委員会における調査・相談事業を一層充実させ、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの将来の自立と社会参加を見据えた就学先について、総合的な判断のもとに継続的な指導や支援に努めた。また、各学校においては、就学・教育相談活動を重視した進路指導を推進した。

・特別支援教育の充実に向けて、特別支援学校、医療関係、福祉関係等の人材活用及び特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任については、京都府総合教育センター講座等の活用や南船地域の教育研究会に参加し、特別支援教育の充実を図った。

・各中学校ブロックでの研修はコロナ禍のために縮小されたが、実施可能なスタイルを工夫して取り組んだ。障がいによる特別な支援の必要な幼児児童生徒の理解と指導交流を行い、特別支援教育の充実を図った。

各種相談でそれぞれの専門職が連携しながら子どもの特性を確認し、保護者へ関わり方の理解を促す助言を行った。また、就園先等とも連携しながら、子育てをとりまく環境の中で安心して子育てができるよう育児支援を行った。

発達支援相談事業として、発達相談・OT相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、18歳まで相談事業が利用出来ることを啓発した。
支援内容の共通理解のために、関係機関との連携も密に行った。
支援ファイルや移行支援シートの配布を行い、入学に向けてスムーズに移行が出来る様に調整を行った。

ファミサポ講習会の講座や療育支援担当職員向けに発達障がいに関する研修会を行った。また、保育所の加配担当や会計年度任用職員に対しても発達障害の理解を深めるための研修を実施し啓発ができた。

乳幼児健診で心理士・作業療法士が直接の相談を行いながら母子保健事業とも連携を行った。学校教育課・社会教育課とも連携を行い、福祉の支援体制や現状を共有する機会ももてた。療育では、個別支援計画を作成し保護者との共通理解を深めると共に、保護者を含めた関係機関との話し合いの場を設けて共通理解を図った。

基本目標1

令和2年度 取り組み状況
<p>受入に係る検討を図る中で、現状、保護者との面談等を行い、また、現場支援員の研修も進めている。児童クラブにおいて対応が可能な限りにおいて、入部希望児童の受入を行っている。</p>
<p>放課後等デイサービス事業所については市内では6事業所が開設されている。</p>
<p>・市教育支援委員会における調査・相談事業を一層充実させ、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの将来の自立と社会参加を見据えた就学先について、総合的な判断のもとに継続的な指導や支援に努めた。また、各学校においては、就学・教育相談活動を重視した進路指導を推進した。</p>
<p>障がいのある子どもの成長に応じた相談が行えるよう関係機関や小学校等と連携を図るとともに、市教育支援委員会等を通じて一人ひとりの発達や障がいに応じた就学指導を図っている。</p>
<p>口丹波地域の障害者施策については、京都府南丹保健所が中心となり、南丹圏域障害児者総合支援ネットワーク(ほっとネット)を設置し、地域課題を洗い出し、目指すべき地域の姿について共有している。</p>